

独立行政法人日本貿易振興機構  
平成 23 年度第 2 回契約監視委員会 議事概要

1. 日時：平成 24 年 2 月 10 日(金) 14：00～17：00
2. 場所：日本貿易振興機構 10 階会議室
3. 出席委員：（50 音順・敬称略）  
中村信男委員長、市村泰男委員、尾花眞理子委員、鈴木実委員、箱田順哉委員
4. 議事
  - (1) 点検・見直しの方法および観点
  - (2) 平成 22 年度、23 年度と 2 か年度連続して一者応札・応募となった案件についての報告・事後点検
  - (3) 競争性のない随意契約の新規案件についての意見聴取
5. 議事概要
  - (1) 点検・見直しの方法および観点  
該当する国内案件全てを点検・見直しの対象とするが、2 か年度連続して一者応札・応募となった案件については全件個別点検することとし、件数が相当数にのぼり、かつ類似の案件が多い競争性のない随意契約の新規案件については、事案リストを提示した上で、事務局が事前に抽出した案件に客観性を担保するために委員が別途抽出した案件があれば対象として適宜加える形で進めることとした。
  - (2) 平成 22 年度、23 年度と 2 か年度連続して一者応札・応募となった案件についての報告・事後点検  
事務局より、該当案件の概要を説明した。これに対する委員からの主なコメントは以下のとおり。
    - 仕様書には、誤解を生じうる表現がないように注意すること。
    - 入札説明会の進め方などで工夫できる余地を探するなど、さらなる改善策を検討すること。
    - 入札公告の周知性を高めるために、案件に応じて関係業界団体等への声かけ等も検討すること。
    - システムの開発・運用業務の案件において、コストダウンや一者応札回避のためには、企業が採っている手法も参考にした方が良い。
    - アジア経済研究所におけるハイヤー業務については、運転手の年齢制限の緩和を検討すること。

(3) 競争性のない随意契約の新規案件についての意見聴取

事務局より、該当案件の概要を説明した。これに対する委員からの主なコメントは以下のとおり。

- 建物賃貸借案件については、当初契約に更新時の賃料の記載があっても、もし近隣の賃料と大きな格差があれば、賃借人に賃料減額請求の権利はあるので、厳しく交渉してもらいたい。

(4) その他

- 本委員会以降、今回のテーマに基づいて審議すべき案件が年度末までに新たに生じた場合には、適宜持ち回り審議等の方式で対応することとなった。

注) 公認会計士の委員については、所属する監査法人の業務提供先が契約相手方となる案件の審議には参加していない。

以上